2022年10月号 Vol.65

オフィス風



社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美(はっしぃ) 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント 行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター 日本褒め言葉カード協会インストラクター 持ち味ファシリテーター

日本ストレスチェック協会ファシリテーター

10月14日は 飲道の日



名地でイルントが開催 されるようですよ~





新型コロナウイルス感染者の療養期間が短縮されました

厚生労働省は、9月7日付の自治体への事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」において、新型コロナウイルス感染者の療養期間を、現在の原則 10 日間から7日間に短縮することを発表し、同日から適用となりました。この事務連絡の内容は以下のとおりです。

◆症状がある場合は7日間に

新型コロナウイルス感染症の陽性者で有症状の場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除が可能となりました。

ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態



の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をお願いするとしています。

また、現に入院している者(高齢者施設に入所している者を含む)は、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に、11 日目から解除が可能となります(従来から変更なし)。

◆無症状の場合は5日間に

無症状の場合は、従来どおり、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能となります。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除が可能となりました。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をお願いするとしています。

◆外出自粛制限も緩和

療養期間中の外出自粛については、有症状の場合で症状軽快から 24 時間後、または無症状の場合は外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能となりました。

療養期間の解除が短縮されても、引き続き基本的な感染予防対策を徹底する必要があります。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」】 https://www.mhlw.go.jp/content/000987473.pdf



先月のオフィス恩の活動

障害年金業務の勉強会で、「輪読会」があり参加をしています。 I 年を通して2冊の本 (障害年金にまつわるもの)を輪読します。「輪読」と聞いて単に読み深めるだけかと思っていたら・・・当番制で発表があり、著者である先生がご参加くださり質疑応答まであるというとても贅沢な勉強会なんです! 昨年度も質問をたくさんしましたが (笑)、ご参加の皆様や講師の皆様から丁寧に回答やご意見をいただくことができました。「体験」することが一番肚落ちしますね~

~ON (オフィス®) ⇒ OFF (プライベート) ~

子どもの運動会。今年も入場できる家族の人数には制限が設けられていました。おじいちゃんおばあちゃんにとっては、可愛いお孫ちゃんの運動会が見れなくて残念に感じておられる方もいらっしゃるかもしれません。コロナ禍になってから、多くの制限がある中で、学校行事を工夫しながら開催してくださる先生方には本当に感謝です。わが娘のソーラン節、応援合戦、胸に焼き付けたいと思います!

★今月の御朱印★ 大阪ミナミにある難波八 阪神社です。「坂」ではなく「阪」です(*^*) 大きな獅子がいて、ドガ 力です。インパクトけけるのでがいたのと思いば絶対に忘れないと思います(笑)



では、また来月もよろしくお願いいたします!